

国際仲裁における契約の解釈

中 林 啓 一

はじめに

- 一 学説
 - 二 仲裁判断例
 - 三 若干の考察
- むすびにかえて

はじめに

(1) 本稿の目的

一般的に、国際取引をめぐる紛争の解決を求められた仲裁廷は、当事者間で締結された契約の解釈を通して仲裁判断を下す。それでは、契約の解釈に争いがある場合、仲裁廷はいかなる解釈準則によって契約を解釈すべきか。この問題を検討することが本稿の目的である¹⁾。仲裁廷による契約解釈の問題は、英米法系諸国におけるいわゆる客観的アプローチと大陸法系諸国におけるいわゆる主観的アプローチとの間に契約解釈に対するアプローチの相違がみられる²⁾ことを背景に、とりわけ国際仲裁の局面で顕在化する。仲裁廷による契約解釈のいかんは、当事者の権利義務関係に大きな影響を及ぼしうる。したがって、仲裁廷による契約解釈の枠組みを明らかにすることによって、仲裁に臨む当事者の予測可能性が高まり、ひいては紛争解決制度としての仲裁がその存在感を強めていくことにもつながる

1) 仲裁廷が契約の解釈を求められる局面として、おもに当事者の主たる契約の解釈および仲裁合意の解釈が考えられるが、本稿では前者についてのみ検討する。後者については別稿を予定している。

2) これらの対立につきたとえば、木下毅「英米契約法における意思表示の不一致」社会科学ジャーナル11号（1972年）101頁以下を参照。

ると考えられる。

(2) 検討の対象

本稿で検討しようとする、仲裁における契約解釈がどのような局面で問題となるか、さしあたり典型的な判例をみておきたい。

〈スイス連邦最高裁2009年12月16日判決〉³⁾

[事実の概要]

申立人（米国人）と被申立人（南アフリカ法人）との間で化学製品の売買契約（本件契約）が締結された。本件契約では、価格は申立人が提供するデータにもとづいて決定されることや、いずれかの当事者が「本質的な違反（material breach）」をした場合に所与の方法により契約を解消できることなどが定められていた。また、契約には「国内の当事者間で適用されるスイス法にしたがって解釈されるが、ここでの明文の合意等がつねに優先される」旨の条項が置かれていた。その後、被申立人が申立人の契約違反等を理由に契約を解消し、申立人が仲裁手続を開始した。仲裁廷は、申立人の不履行を認めたが、申立人の不履行は「本質的な違反」ではないから、被申立人による契約の解消は認められないとする仲裁判断を下した。「本質的な違反」に該当するか否かについて、仲裁廷は、両当事者が「スイス国内における当事者間で適用されるスイス法」を準拠法としていることは国際物品売買契約に関する国際連合条約⁴⁾（United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods /以下、本稿では CISG と

3) <http://www.unilex.info/case.cfm?id=1575> なお、本稿で取り上げる判例および仲裁判断例のうち、脚注に URL を記載しているものは、別段の注記がない限り、ウィーン売買条約（後掲注4）や UNIDROIT 国際商事契約原則（後掲注5）に関する判例および仲裁判断例に関するデータベースのひとつである UNILEX（<http://www.unilex.info/>）のものである。なお、脚注に引用した URL について、いずれも2016年10月31日に最終的なアクセスをおこなった。

4) 曾野和明＝山手正史『国際売買法』（1993年、青林書院）、潮見佳男＝中田邦博＝松岡久和編『概説国際物品売買条約』（2010年、法律文化社）など。

いう)の適用を黙示的に排除したといえるが、スイス国内法には「本質的な違反」という概念がないため、CISG25条およびユニドロワ国際商事契約原則⁵⁾(UNIDROIT Principles of International Commercial Contracts /以下、本稿ではUPICCという)7.3.1条に規定された「重大な(fundamental)」違反の考え方に依拠して仲裁判断を下した。被申立人は、スイスの裁判所に対し、両当事者がスイス国内法を準拠法としたにもかかわらず、仲裁廷がその権限を越えてCISGおよびUPICCに言及したこと、両当事者に審問の機会を与えることなく仲裁廷の判断でCISGおよびUPICCを契約解釈に用いたことなどを理由に、スイスの裁判所に対して仲裁判断の取消しを求めた。

[判旨]

スイス連邦最高裁判所は、仲裁廷が「本質的な違反」の解釈にあたってCISG25条およびUPICC7.3.1条に依拠したことは、両当事者が排除した外国法の適用ではないとした。その上で、契約は両当事者に共通する意思にしたがって解釈されるべきで、もしそれが見いだせない場合には合理的な者の理解にしたがうことを規定するスイス法を仲裁廷が正しく適用したと判断し、裁判所は被申立人の請求を認めなかった。さらに、本件の当事者は異なる国に所在し、継続して国際取引に携わっている者であるから、CISGやUPICCへの言及は、当事者にとっては合理的に期待するところであると判示した。

(3) 問題の所在

本件でまず問題となりうるのは、両当事者が「スイス国内の当事者間で適用されるスイス法」を準拠法としており、仲裁廷自身もこれをCISGの黙示的排除と認めながら、結局のところ仲裁廷がCISGやUPICCを適用して判断を下したという点である。すなわち、両当事者が指定した法を適

5) 2010年最新版について、内田貴＝曾野裕夫＝森下哲朗＝大久保紀彦訳『UNIDROIT 国際商事契約原則2010』(2013年、商事法務)を参照。

用せずには仲裁判断を下したことが仲裁判断の取消原因たりうるかという問題である。これについては本稿と関連する問題ではあるが、ここでは扱わない⁶⁾。

本稿の射程との関係で問題となるのは、仲裁廷は何を基準にして当事者の契約を解釈すべきかという点である。本件の仲裁廷は、CISG および UPICC に示された *fundamental non-performance* という概念に依拠して当事者の契約中の *material breach* を解釈したが、これは準拠法たるスイス法上の解釈準則に依拠したと評価すべきか、あるいは別の基準によったとみるべきか。

日本では、仲裁廷における契約解釈の問題に関する研究について、早くからその必要性を指摘する見解があったものの⁷⁾、その後の展開はみられないようである⁸⁾。同様のことは国際仲裁に関する研究がさかんな国々においてもあてはまるようであるが、近年、さまざまな角度からこの問題に取り組み研究がみられる⁹⁾。そこで、本稿では、まずこの点に関する学説

6) 筆者は、以前、当事者が選択した法を仲裁廷が適用せず、そのことが紛争の結果に重大な影響を及ぼす場合に、仲裁人の権限踰越（仲裁法44条1項5号）による仲裁判断取消しを認めるべきではないかとした。中林啓一「仲裁人による法の適用違背と仲裁判断の取消し——当事者が選択した法の適用違背を中心に——」修道法学36巻1号（2013年）167頁以下。なお、この点に関する最近の研究として、高杉直「国際商事仲裁における実体準拠法決定の違反と仲裁判断の取消」国際公共政策研究21巻1号（2016年）51頁以下、中野俊一郎「国際商事仲裁における実体判断基準の決定と仲裁判断取消」国際商事法務30巻10号（2002年）1347頁以下を参照。

7) 道田信一郎「契約の解釈と対策：各国の裁判所と商事仲裁は契約をどう解釈するか——解釈過程の相違と対策（一）」法学論叢81巻2号（1967年）1頁以下。

8) 仲裁における契約解釈の問題は別として、契約解釈の問題それ自体については日本でもさまざまな議論がなされてきた。詳細につきたとえば、山本敬三「契約の解釈と民法改正の課題」伊藤眞ほか編『経済社会と法の役割（石川正先生古稀記念論文集）』（商事法務、2013年）701頁以下とそこに掲げられた文献を参照。筆者の能力と紙幅の都合上、契約解釈の問題それ自体については最低限必要な範囲で言及するにとどめる。

9) See e.g., J. Karton, *The Arbitral Role in Contractual Interpretation*, *J Int. Disp. Settlement* (2015) 6(1): 4–41.

を概観することから始め、つぎに契約解釈が主たる問題となった仲裁判断例を検討する。これらの検討を通して日本の仲裁法制への示唆を得ることとしたい。

一 学 説

(1) 独自解釈説

契約の解釈にあたって、仲裁廷は、もっぱら契約条項の文言や両当事者の意図、取引慣習に依拠すべきであるとの見解がみられる。ひとまず、これを独自解釈説とよぶことにする。独自解釈説は、主として、仲裁を国家法の枠組みから独立しうる存在と考える論者から提示される。たとえば、Lew は、両当事者の意思や合意事項などは契約それ自体に明白に見出すことができるとし¹⁰⁾、また、Böckstiegel は、仲裁判断を下す通常の方法は、もっぱら契約の解釈と取引慣習によることであって、準拠法に依拠することはほとんどないとする¹¹⁾。さらに、Hermann は、取引実務や一般常識にしたがって紛争を解決することがビジネス社会において公正と考えられる結果を招来することとなり、それが仲裁の基本であるとする¹²⁾。また、仲裁の現場を経験した者へのインタビューを通して、仲裁廷には、法規範の適用よりも商取引の現状から公正な結果を導くことに重点を置こうとする思考が広くみられることを明らかにする見解もみられる¹³⁾。

(2) 仲裁判断の基準説

仲裁廷は、もっぱら仲裁判断の基準となる法規範に定められた契約解釈準則によって契約を解釈すべきであるという見解もある。契約解釈に関す

10) Julian DM Lew, *Applicable Law in International Commercial Arbitration* (Oceana 1978) 581.

11) Karl-Heinz Böckstiegel, *Arbitration and State Enterprises: A Survey of the National and International State of Law and Practice* (Kluwer 1984) 27.

12) A. H. Hermann, *Judges, Law and Businessmen* (Kluwer 1983) 221.

13) J. Karton, *supra* note 9, n59.

るいわゆる客観的アプローチと主観的アプローチの対立を深刻かつ重大なものとする立場から、仲裁判断の基準となる法規範の定められた契約解釈準則によるべきことを主張する者もいる¹⁴⁾。ひとまず、これを仲裁判断の基準説とよぶことにする。

仲裁判断の基準¹⁵⁾については、UNCITRALモデル仲裁法28条1項をはじめ、多くの国の仲裁法制がいわゆる当事者自治の原則を採用している¹⁶⁾。日本の仲裁法36条1項も同様である。他方、当事者が準拠法を明示的に合意していない場合については、UNCITRALモデル仲裁法28条2項のように、仲裁廷が適用されると考える抵触規則によって定まる法を基準とするものや、日本の仲裁法36条2項のように、仲裁廷が事案に適用される法を直接決定するものなどがある。これらは、法による仲裁が原則であることを定めるものであるが、当事者双方の明示された求めがある場合には、法によらない「衡平と善」による仲裁も可能である（UNCITRALモデル仲裁法28条3項、仲裁法36条3項）。契約条項と慣習の考慮も求められる（UNCITRALモデル仲裁法28条3項、仲裁法36条4項）¹⁷⁾。

二 仲裁判断例

つぎに、契約の解釈が争われた仲裁判断例をみていく。ひとまず(1) 仲裁判断の基準における解釈準則に依拠したと考えられるもの、(2) 仲裁

14) C. Bamford, *Principles of International Finance Law* 313 (Oxford U. Press 2011).

15) この点に関する最近の研究として、高杉直「国際商事仲裁における仲裁判断の準拠法——仲裁法36条に関する覚書——」同志社商学65巻5号(2014年)131頁以下、谷口安平「仲裁人による準拠法の選択とデュープロセス——損害軽減義務を素材として——」現代法学11号(2006年)3頁以下を参照。

16) 近藤昌昭=後藤健=内堀宏達=前田洋=片岡智美『仲裁法コンメンタール』(商事法務, 2003年)199頁。また、いわゆる黙示的合意を認めるか否かについては見解が分かれようが、この問題は本稿では扱わない。詳細については、高杉・前掲注15)138頁以下を参照。

17) 日本の仲裁法の解釈上、契約条項および慣習ならびに準拠法の優先関係について、準拠法が優先するとの説が通説とされている。この点につき小島武司=高桑昭編『注釈と論点 仲裁法』(青林書院, 2007年)210頁を参照。

判断の基準における解釈準則に依拠したか不明なもの、(3) 仲裁判断の基準における解釈準則に依拠しなかったと考えられるもの、(4) その他に分類して検討する。なお、本稿で取り上げる事例の番号は筆者が叙述の便宜上付したものである。

(1) 仲裁判断の基準における解釈準則に依拠したと考えられる仲裁判断

① ICC 仲裁判断10335号 (2000年)¹⁸⁾

申立人（ギリシャ法人）と被申立人（フランス法人）との間で株式の売買等に関する契約（本件契約の準拠法はギリシャ法）が締結されたが、本件契約に関連する代金の支払いに関する紛争が生じたため、仲裁付託がなされた。本件契約の解釈に際して、両当事者ともギリシャ民法173条および同200条¹⁹⁾によること（すなわち両当事者の真意を探求し、取引慣習を考慮した上で信義誠実に従って解釈すること）に合意していた。申立人が合意に含まれていない事実等を考慮して本件契約を解釈するよう主張したのに対し、仲裁廷は、ギリシャ民法のこれらの規定が大陸法諸国の解釈準則として一般的であるとした（仲裁判断では、大陸法諸国の解釈準則の例として、ドイツ民法133条および157条、オーストリア民法914条、スイス債務法18条、UPICC1.8条などが挙げられている）。

② ICC 仲裁判断11440号 (2003年)²⁰⁾

申立人（イタリア法人）と被申立人（ドイツ法人）との間で締結された

18) <http://www.unilex.info/case.cfm?id=699>. なお、本件契約に完全合意条項が含まれていたことから、仲裁廷は結果的に申立人の主張をしりぞけた。本稿では、当事者が指定した解釈準則をひとまず仲裁廷が援用した点をとらえてここに分類したが、仲裁廷の結論から考えれば、本件を、仲裁判断の基準中の解釈準則に依拠しなかったものと分類することも可能ではあろう。

19) ギリシャ民法173条：意思表示の解釈においては、真意を探求し、文言にこだわらない。同200条：契約は、取引慣習を考慮した上で、信義誠実の原則に従って解釈する。訳文は、カライスコス・アントニオス「ギリシャ民法典邦訳（1）」比較法学41巻2号（2008年）320頁、322頁を参照。

20) XXXI YB *Comm Arb* (2006) 127.

契約の範囲や解釈をめぐる紛争が生じた。契約準拠法はドイツ法であり、仲裁地はスイスであった。仲裁廷は、両当事者の契約により指定されたドイツ法（ドイツ民法133条および157条が挙げられている）に依拠して、両当事者の真の意思を探求することによって契約を解釈しなければならないとした。その際に参考になるのは、契約の文言だけでなく、契約の成立から現在までの状況、両当事者の利益、契約締結後の両当事者の行動などとした。なお、仲裁廷はもっぱら契約書の文言に依拠して契約を解釈しており、その他の要素は解釈の際に用いられていないように思われる。

③ロシア連邦商工会議所国際商事仲裁裁判所仲裁判断83/2008²¹⁾

申立人（ドイツ法人）と被申立人（ロシア法人）との間で物品の引渡しに関する契約（本件契約の準拠法はロシア法）が締結された。ロシア法上、書面によって締結された契約の修正は書面によっておこなわなければならないところ、申立人の主張によれば、契約締結後の電磁的手段によるメッセージのやり取りによって修正がなされたにもかかわらず、被申立人は修正前の契約条件によって履行した。そこで、このメッセージのやり取りが契約の修正に該当するか等が争われた。仲裁廷は、準拠法たるロシア法上、契約の文言にしたがった解釈を要するとしつつ、両当事者に共通する意思を探求するために、契約の交渉過程等も考慮する必要があるとした。仲裁廷は、UPICC2.1.1条等を挙げながら、このような探求の方法が現在の国際取引の慣習として認められているとした。

④ ICC 仲裁判断10188号²²⁾

申立人（仲裁判断には中東諸国の法人とのみ記載されている）と被申立人（同様にヨーロッパの法人とのみ記載されている）との間で締結されたソフトウェアに関するライセンス契約（本件契約の準拠法はドイツ法との合意あり）中のライセンス料の支払条項の解釈をめぐる紛争が生じた。仲裁廷（仲裁地はドイツ）は、支払条項には本件の争点について規定され

21) <http://www.unilex.info/case.cfm?id=1477>

22) XXVIII YB *Comm Arb* (2003) 68.

ていないとして、ドイツ民法133条に依拠し、当事者間の交渉過程や両当事者の契約締結後の行動を考慮に入れて仲裁判断を下した。

⑤ ICC 仲裁判断12173号²³⁾

申立人（ヨーロッパ外の国の買主）と被申立人ら（ヨーロッパの売主ら）との間で締結された契約をめぐる紛争が生じた。仲裁地はスイスであった。本件契約の準拠法としてスイス法が指定されており、仲裁廷は CISG 1条1項 (b) 号により、CISG もあわせて適用されるとした。仲裁廷は、これらの法における契約解釈原則は、まず第一に両当事者に共通の理解を探求することであり、それらが証明されないときは契約に明示された文言や、契約の交渉過程が考慮されなければならないとした。さらに、信義則や条約の準則のほか、取引慣習なども考慮すべきとした。

⑥ ICC 仲裁判断8782号（1997年）²⁴⁾

申立人（ベルギー法人）と被申立人（デンマーク法人）との間で締結された漁業関連機器の売買契約をめぐる紛争が生じた。契約において参照されていた標準契約条件によりデンマーク法が準拠法となり、両当事者はこれに合意していたほか、CISG も準拠法となる旨合意した。仲裁廷はデンマーク法にしたがい、両当事者に共通する意思を探求し、そのためには契約書や両当事者の行動が考慮されなければならないとした。

⑦ ローザンヌ商工会議所2002年1月25日仲裁判断²⁵⁾

申立人（ベルギー人）と被申立人（スペイン法人）との間で新製品開発に関する契約が締結された。契約には、国際商取引に関する法の一般原則により問題を解決する旨の条項があった。仲裁廷は両当事者の了解の下、UPICC を適用した。契約解釈の一般原則として UPICC4.1条以下に言及がなされた。

23) XXXIV YB *Comm Arb* (2009) 111.

24) XXVIII YB *Comm Arb* (2003) 39.

25) <http://www.unilex.info/case.cfm?id=863>.

⑧ロシア連邦商工会議所国際商事仲裁裁判所仲裁判断11/2002²⁶⁾

申立人（ロシア法人）と被申立人（ドイツ法人）との間で締結された契約には、*lex mercatoria* の一般原則、ロシア法およびドイツ法を準拠法とする旨の条項があった。仲裁廷は、この条項は特定の国家の準拠法指定を拒絶するものと判断し、*lex mercatoria* の一般原則と考えられる UPICC（4.1条および4.3条）を適用して両当事者の契約を解釈した。

⑨ロシア連邦商工会議所国際商事仲裁裁判所仲裁判断01/2000²⁷⁾

申立人（米国人法人・買主）と被申立人（ロシア法人・売主）が物品売買契約を締結したが、物品の一部に瑕疵があったため、買主が損害賠償等の支払いを求めた。本件契約の準拠法としてロシア法が指定されていたが、仲裁廷はロシアが CISG の加盟国であることを理由に、同条約を適用した。契約条項の解釈に際して、CISG 8条が用いられた。

⑩ ICC 仲裁判断9875号²⁸⁾

申立人（フランス法人）と被申立人（日本法人）との間で締結されたライセンス契約の解釈をめぐる紛争が生じた。両当事者とも自国法の適用を主張したため、準拠法合意にいたらなかった。仲裁廷は、国際的な性質を有するライセンス契約においていずれかの当事者の国の法を適用するのは適切でないなどとして、ICC 仲裁規則17条により *lex mercatoria* を準拠法とし、それらを具現化するものとして、UPICC の解釈原則（4.1, 4.3, 4.4条）を参照しながら、両当事者の意思を探求した。

⑪ ICC 仲裁判断9797号²⁹⁾

両当事者の契約には、契約の準拠法について、いずれの国の法にも依拠せず、もっぱら標準契約条件や契約の文言等と衡平の一般原則による旨定められていた。仲裁廷は、これについて契約準拠法の合意ではないと認定

26) <http://www.unilex.info/case.cfm?id=857>.

27) <http://www.unilex.info/case.cfm?id=841>.

28) <http://www.unilex.info/case.cfm?id=675>（準拠法に関連する問題を扱う部分的仲裁判断）、<http://www.unilex.info/case.cfm?id=697>（終局的仲裁判断）。

29) <http://www.unilex.info/case.cfm?id=668>.

し、「国際商事仲裁における国際商取引法の信頼できる法源」として UPICC を準拠法とした上で、同 4 条によって契約の解釈をおこなった。

⑫ ICC 仲裁判断13129号³⁰⁾

申立人および被申立人（いずれも詳細不明）間で締結された契約の解釈をめぐる紛争（仲裁地はフランス）が生じた。仲裁廷は明示の準拠法合意があったとは認定せず、国際商取引法に関する一般原則を準拠法とした。仲裁廷は、当事者間の契約交渉が法律の専門家の援助なくおこなわれたこと、英語を母語としない交渉人の間で英語によって契約が締結されたこと、国際商取引法に関する一般原則の性質を理由として、厳格で法的な契約解釈は不適切であるとした。仲裁廷はさらに、契約の解釈の際に必要とされるべきは、両当事者間の契約交渉、両当事者の真の意思の探求であるとした。

⑬常設仲裁裁判所2003-06判決（ユーロトンネル事件）³¹⁾

英仏海峡トンネル開通後のさまざまな紛争に関する常設仲裁裁判所の判決である。両当事者は国際法を準拠法とした。仲裁裁判所は、英文テキストと仏文テキストの齟齬等の問題について、ウィーン条約法条約に定められた解釈準則にしたがった。その他の問題についても同条約に依拠し、まず用語の通常の意味を、つぎに補充的解釈として両当事者の交渉過程をみるという解釈準則を示した。

(2) 仲裁判断の基準における解釈準則に依拠したか不明な仲裁判断

⑭ ICC 仲裁判断6309号（1991年）³²⁾

ドイツ法人とオランダ法人との間で昇降機の売買契約が締結された。申立人は、申込みにあたって、ある標準契約条件を添付したが、被申立人か

30) XXXIV YB *Comm Arb* (2009) 231.

31) <https://pcacases.com/web/sendAttach/487>（常設仲裁裁判所 HP）。なお、中谷和弘「ユーロトンネル事件国際仲裁判決」東京大学法科大学院ローレビュー第9巻（2014年）184頁以下も参照。

32) *Clunet* (1991) 1046.

らの承諾書を受領した後に申立人が送付した確認書には、当該標準契約条件が添付されていなかった。被申立人はこれらについて沈黙していたが、当該標準契約条件はこの契約の内容とならない旨を仲裁手続において主張した。本件契約では、準拠法として国際物品売買に関するハーグ統一法条約（ULIS）が指定されていた。ULISには契約の解釈に関する規定が存在しない。仲裁廷は、申立人による申込みの際に標準契約条件が添付されていたのを被申立人が知っていたため、たとえ沈黙していても承諾となると判断した。もっとも、仲裁廷がこの判断にいたった経緯については明らかでない。

⑮ ICC 仲裁判断14630号³³⁾

オランダとイタリアの当事者によるコンソーシアム契約中の契約条項をめぐる紛争。本件契約にはスイス法を準拠法とする明示的合意があった。契約条項が明確であるためか、いかなる解釈準則に依拠したか、あるいは契約に関連する事情などは考慮されていないように思われる。

(3) 仲裁判断の基準における解釈準則に依拠しなかったと考えられる仲裁判断

⑯ ICC 仲裁判断12172号（2003年）³⁴⁾

申立人（英国法人）と被申立人（米国法人）との間でソフトウェアに関するライセンス契約（本件契約の準拠法は英国法）が締結されたが、ロイヤリティー等の支払いをめぐる紛争が生じた。仲裁廷は、英国法の規定に依拠して問題の解決を試みる一方、両当事者間の交渉過程を考慮に入れて仲裁判断を下した。

⑰ ICC 仲裁判断4555号（1986年）³⁵⁾

申立人（米国法人）と被申立人（米国法人）との間で、タンスの供給契

33) XXXVII YB Comm Arb (2012) 90.

34) XXXII YB Comm Arb (2007) 85.

35) XI YB Comm Arb (1986) 140.

約が締結された。本件契約の準拠法として米国法が指定されていたが、仲裁判断ではいずれの州の法かは明らかにされていない。仲裁廷は、契約の文言の一般的な理解にもとづいて客観的に解釈されるべき旨を述べながらも、申立人が信用状を契約の要件に合致していると信じて開設した事情を考慮している。

⑱ ICC 仲裁判断5713号 (1989年)³⁶⁾

本件は、異なる国籍を有する当事者間の売買契約をめぐる紛争であった(仲裁地はフランス)。本件契約には準拠法条項がなく、その後も準拠法に関する両当事者の合意はないとされた。そのため、仲裁廷は、1975年 ICC 仲裁規則13条3項に依拠して、売主の国の法を準拠法とした。同時に、同規則13条5項に依拠し、国際的商慣習が考慮された。具体的には CISG がそれに最もふさわしいとされた。その根拠は、加盟国数の多さに求められた(当時17カ国)。つぎに、実体準拠法(売主の国の法)と、取引慣習たる CISG との、物品不適合の際の検査および通知義務に対するアプローチが比較検討された。その結果、実体準拠法たる売主の国の法は極端に短い通知期間を設定しているのに対し、CISG は国際取引において広く承認された慣習を反映しているとして、両当事者の属する国いずれもが CISG の締約国でないにもかかわらず CISG を実体準拠法に優先させて適用した。

⑲ ICC 仲裁判断5946号 (1990年)³⁷⁾

申立人(フランス法人)と被申立人(米国法人)との間で、ワインの独占販売契約が締結された(仲裁地はスイスのジュネーブで、本件契約の準拠法はニューヨーク州法)。本件契約では、被申立人が申立人から A というブランドのワインを購入すること等が約束されていたが、品質や購入量等をめぐって紛争が生じた。仲裁廷は、ニューヨーク州法にしたがい、本件契約の文言の客観的な意味を探求し、それらは明白であるとした。同時に、

36) *XV YB Comm Arb* (1990) 70. 中林啓一「国際仲裁における実体判断基準の決定と黙示意思の探求」立命館法学287号(2003年)395頁以下も参照。

37) *XVI YB Comm Arb* (1991) 97.

特に説明を加えることなく、両当事者間の真の意思を探求するために、本件契約の交渉過程について考慮した上で仲裁判断を下した。

(4) その他——準拠法条項の解釈に関するもの

㊦ ICC 仲裁判断13641号 (2007年)³⁸⁾

申立人と被申立人は株主間契約 (Shareholders Agreement) を締結した。本件契約にはニューヨーク州法を準拠法とする旨の条項があったことから、被申立人はニューヨーク州法の適用を主張した。これに対し、申立人はドイツ法人をめぐる株主責任など全体の問題にはドイツ法が適用されると主張した。被申立人はニューヨーク州法が全体の問題にも及ぶと考えていたのに対し、申立人はそのようなことは考えていなかった。仲裁廷 (仲裁地はカナダ) は、まず準拠法に関する両当事者の主観的意思を探究し、それは合致していないとした。つぎに、本件契約の準拠法を客観的に解釈し、本件契約の文言は「この契約の準拠法は」というものであるから、ニューヨーク州法は株主間契約にのみ及ぶとした。その結果、両当事者間には準拠法合意がないと認定し、ICC 仲裁規則17条によりドイツ法が本件に密接な関係を有することは明らかであるとして、ドイツ法人をめぐる株主責任などの問題についてドイツ法を準拠法と認定した。

㊧ ICC 仲裁判断5505号 (1987年)³⁹⁾

売主 (オランダ法人) と買主 (モザンビーク法人) との間で締結された契約には、スイスを仲裁地とする旨の条項と、「英国において知られた法」を準拠法とする旨の条項が置かれていたが、このうち準拠法条項の解釈をめぐる争いが生じた。この文言につき仲裁廷は、当事者間に準拠法合意がないと判断した上で、国際取引における合理的な者であればどのような意図を有するかにしたがって判断した。本件では英国法が準拠法とされた。

38) 25(1) ICC International Court of Arbitration Bulletin (2014) 56.

39) XIII YB Comm Arb (1988) 110.

(5) 小 括

ここまで契約の解釈が問題となった仲裁判断例をいくつか眺めてきた。仲裁の特徴の一つである秘匿性などの理由で、仲裁判断の公開が部分的であることが多いため、仲裁判断の基礎となった根拠を判別しにくいなどの制約はあるが、仲裁判断にみられる契約解釈の方法について、ある程度の一般化は可能なように思われる。

まず第一に、両当事者によって合意された仲裁判断の基準が存在する場合、それが特定の国家法であると否とを問わず、多くの仲裁廷が当該基準における契約解釈準則を援用していた（①ないし⑦、⑨、⑬、⑯、⑰、⑲）。しかしながら、仲裁廷が当該基準における契約解釈準則に依拠したか否か必ずしも明らかでないものもわずかながらみられた（⑭および⑮）。また、両当事者が指定した仲裁判断の基準に明文の解釈準則がない場合において、仲裁廷の契約解釈が必ずしも明らかでないものもみられた（⑭）。

第二に、両当事者が仲裁判断の基準として特定の国家法を明示的に指定している場合であっても、それが英米法系諸国の法であった場合には、当該国家法の解釈基準によったものがある一方、両当事者に共通する真の意思を探求しようとするなどして、一般的に英米法系諸国にみられる契約解釈準則から逸脱したと考えられる事例もあった（⑯および⑰）。

第三に、両当事者が仲裁判断の基準として特定の規範を指定していない場合あるいは仲裁判断の基準として特定の国家法の合意がないと判断された場合（⑧、⑩ないし⑫、⑱）、いかなる契約解釈準則によるべきかにつき仲裁廷には幅広い裁量が認められていた。lex mercatoria や法の一般原則を具現化するものとして、特定の国家法規範でない UPICC を準拠法とし、それが定める解釈準則によるものもあれば、仲裁廷が適当と考える特定の国家法を指定しながら、両当事者の主たる営業所がいずれも締約国に置かれていないにもかかわらず、国際的商慣習として CISG を適用したのもあった。

その他、仲裁判断例⑳および㉑は、契約中の実体準拠法条項の解釈が問

題となった事例であった。⑳は、まずいわゆる主観的アプローチにより準拠法に関する当事者の共通の意思を探求し、つぎに共通の意思がないとして客観的アプローチによっている点特徴的であったが、これについていかなる解釈準則によったかは必ずしも明らかでなかった。

三 若干の検討

以上、国際仲裁における契約解釈の問題について眺めてきた。この結果をふまえて以下では若干の検討をおこないたい。

(1) 独自解説説について

まず、国際仲裁を国家法の枠組みから独立したものと位置づける立場から、特定の国家法規範から離れて、もっぱら契約条項の文言や両当事者の意図・取引慣習によって契約解釈をおこなうべきとの見解がみられた。また、この見解に依拠する、あるいは関連するとみられる仲裁判断例として、商慣習を準拠法に優先させたもの(⑬)のほか、いかなる解釈準則によったか何ら言及されていないもの(⑭, ⑮, ⑯の一部)もみられた。

このような考え方についてどのように評価すべきか。たしかに、UNCITRAL モデル仲裁法28条4項は、「いかなる場合にも (In all cases)」契約条項や商慣習を考慮しなければならないと規定しており、法による仲裁との関係で、たとえ当事者の契約条項が仲裁判断の基準となる法規範の強行法規に抵触する場合であっても、契約条項を優先させる枠組みを構築しているとみることもできる⁴⁰⁾。また、国際仲裁を国家法の枠組みから独立したものと評価しうるか否かはひとまずさておき、法の機械的適用よりもむしろ契約条項や商慣習のみを考慮した方が、事案に応じた現実的妥当性の確保された仲裁判断が下されることも期待できよう。さらに、衡平と善による仲裁の場合には国家法の枠組みから完全に独立した準則によって

40) この点についてはモデル法の起草過程でも対立がみられたところである。中林・前掲注36) 392頁以下を参照。

解釈することも肯定されうることとなろう。これらの点をふまえれば、もっぱら契約条項の文言や両当事者の意図・取引慣習によって契約解釈をおこなえばよいとする考え方にも一定程度の説得力はあることになる。しかしながら、当事者が仲裁判断の基準について合意していたとしても、それとは異なる解釈を商慣習の名の下に肯定するモデル法の枠組みは、当事者の予測可能性を低下させ、かえって当事者の仲裁に対する期待を損なわせることになりはしないか。また、契約条項を仲裁判断の基準たる法規範の強行法規に優先させることも、当該強行法規の潜脱を容易にすることから、適切でない。

(2) 仲裁判断の基準説

仲裁判断の基準による契約解釈は、多くの仲裁判断例でおこなわれていた。とりわけ当事者が仲裁判断の基準を合意している場合には、ほとんどの仲裁判断で当該基準による解釈がおこなわれていた。日本の仲裁法36条4項は、仲裁廷に対し、契約の文言および適用可能な慣習の考慮を求めるが、UNCITRALモデル法と異なり、「いかなる場合にも」の文言はない。日本では、この規定は確認規定に過ぎず、契約条項や慣習よりも仲裁判断の基準が優先するとの考え方が通説である⁴¹⁾。

それでは仲裁判断の基準説についてどのように評価すべきか。仲裁が両当事者によって自律的に創造された紛争解決手段であることにかんがみると、当事者が仲裁判断の基準を合意している場合に、仲裁廷がその基準にしたがって契約解釈をおこなうということは、きわめて説得的である。しかしながら、仲裁判断例^⑭のように、仲裁判断の基準について合意が存在するにもかかわらず、当該基準に解釈準則がない場合には、仲裁廷に広い裁量を認めることとなり、当事者の仲裁に対する期待を損なわせる場合もありえよう。また、英米法系諸国の法が基準となっている場合に、当事者

41) 小島＝高桑編・前掲注17) 210頁 [柏木昇執筆]、高杉・前掲注15) 146頁。

が合意した仲裁判断の基準における解釈準則に依拠しない仲裁判断例もみられた(16, 17, 19の一部)。さらに、仲裁判断の基準について当事者の合意がない場合には、より広い裁量を仲裁廷に与えることになる。たとえば、本稿で検討した仲裁判断例のなかには、厳格で法的な解釈を不適切であるとして、両当事者間の契約交渉や真の意思のみを探求しようとするもの(12)や、*lex mercatoria*を準拠法とするもの(10, 11)がみられた。このように仲裁判断の基準説は、とりわけ仲裁判断の基準に関する当事者の合意がある場合に説得的な枠組みを提示するものといえるが、当事者が合意していない場合にはなお若干の問題も残すように思われる。

(3) 私 見

本稿の冒頭で取り上げたスイス連邦最高裁2009年12月16日判決が示唆するように、国際仲裁における契約解釈は、仲裁判断が下されたあとに、請求が認められなかった当事者から仲裁判断取消しの申立て(あるいは仲裁判断の承認拒絶)といった形で問題となることが多い。すなわち、仲裁廷が適用すべき法を適用しなかった、あるいはその適用や解釈を誤ったことは仲裁判断の取消原因(あるいは仲裁判断の承認執行拒絶事由)となるなどの主張が典型例である。これにつき通説は、仲裁判断の基準たる法規範の不適用はさておき、誤適用や解釈の誤りについては仲裁判断取消原因としないとする⁴²⁾。この点から(いわば逆算して)考えると、仲裁廷に契約解釈に関する広い裁量を与えておいて、仲裁判断の基準における解釈準則とは異なる準則によって妥当な結論に至るための方途を残しておく余地も考えられなくはない。しかしながら、少なくとも仲裁判断の基準について明示的な合意をしている当事者は、仲裁廷が当該基準における解釈準則にしたがって判断を下すことを期待するであろう。

以上の検討をふまえた私見を述べたい。すなわち、仲裁判断の基準につ

42) 中林・前掲注6) 186頁。

き当事者が明示的に合意している場合、仲裁廷は当該基準における解釈準則にしたがって契約の解釈をおこなわなければならない。このことによって、仲裁判断の基準を合意した当事者の期待が保護される。この基準によらずに契約解釈をおこなっても仲裁判断の取消しや承認執行拒絶は認められないかもしれないが、それは仲裁に対する当事者の信頼を損なう事態を招きかねず、妥当でない。したがって、私見によれば、当事者が合意した仲裁判断の基準における解釈準則以外のものによって解釈をおこなっている仲裁判断⑯および⑰は、上記のような観点から適切でないことになる。仲裁判断の基準に解釈準則がない場合には、外国法の欠缺あるいは不明の場合の処理に準じて考えることとなろう。

他方、合意がない場合には、仲裁廷は、みずからが適切と考える仲裁判断の基準における解釈準則に依拠しなければならないが、この場合は当事者の合意がないわけであるから、仲裁廷が適切と考える別個の解釈準則によることも認めてよいように思われる。これらの誤りによる仲裁判断の取消しや承認執行の拒絶も原則として認められない。衡平と善による仲裁を当事者が明示的に合意している場合には仲裁廷が幅広い裁量を持つことになるが、実際には両当事者の意思や契約条項などが考慮されることとなろう。UPICCはその前文で国際仲裁における活用を念頭に置いており、衡平と善による仲裁でも同原則が解釈準則として参照される可能性は否定できないように思われる⁴³⁾。

むすびにかえて

仲裁は、当事者の仲裁合意を基礎として創造される自律的な紛争解決手段である。筆者は以前、この観点から、当事者により明示的に合意された

43) 通説によれば、仲裁法36条3項は、衡平と善により「判断するものとする」との規定であるから、当事者が明示的に衡平と善による仲裁判断を求めたのにもかかわらず仲裁廷が法による仲裁をおこなっても、それだけで取消原因となるわけではない。近藤ほか・前掲注16) 202頁。

仲裁判断の基準に仲裁廷が依拠しなかった場合には、当事者の期待に反することになるから、仲裁判断の取消原因となる場合があるとした。本稿で扱った契約解釈の問題も、仲裁廷がそれを誤ったからといってただちに仲裁判断の取消原因とはならないにせよ、基本的には同じ視座から考えるべき問題であって、当事者が指定した基準における契約解釈準則に依拠しておこなうべきである。ただ、同時に、仲裁判断における解決が結果として妥当なものでなければならないこともまた事実である。解釈準則の機械的あてはめによって、妥当な結論に至らない場合にはどうするか。両当事者に共通する真の意思の探求や、契約条項・慣習の考慮をどのように、どこまで考慮すべきか。これらについては本稿では検討できなかったが、今後さらなる検討を要する問題といえよう。

その点で参考になると思われるのが、CISG 8条やUPICC4.1条に規定された解釈準則である。すなわち、両当事者に共通する意思を優先させ、それが証明できない場合には当事者と同種の合理的な者が同じ状況のもとで与える意味にしたがって客観的に解釈するというものである。これらの準則に依拠する仲裁判断例は、本稿で取り上げたものなかでもいくつかみられた。今般のわが国の民法改正にあたって、契約解釈準則について規定を新設することは見送られたようであるが、少なくとも国際仲裁の局面では、契約解釈に関する国際的標準が完成されつつあるといえるのではあるまいか。